

別表（第2条、第3条、第4条、第5条、第9条、第11条関係）

措置要件	期間
1 贈賄	逮捕又は起訴を知った日から
(1) 次に掲げる者が、瑞穂町職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は起訴された場合	
ア 有資格者又は法人の代表権を有する役員（代表権を持つ役員と同等の権限を有すると認められる者を含む。以下「代表役員等」という。）	12月以上36月以内 (標準36月)
イ 常時契約を締結する権限を有する事務所の長で、前アに掲げる以外のもの（以下「一般役員」という。）	9月以上36月以内 (標準27月)
ウ 前ア及び前イに掲げる以外の者（以下「使用人」という。）	6月以上24月以内 (標準16月)
(2) 東京都及び東京都の区域内（以下「都内」という。）に所在する地方公共団体並びに国又は地方公共団体が運営する公共機関その他の団体（以下「公共機関等」という。）に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は起訴された場合	
ア 代表役員等	6月以上18月以内 (標準12月)
イ 一般役員	4月以上12月以内 (標準9月)
ウ 使用人	3月以上9月以内 (標準6月)
(3) 関東地方に所在する地方公共団体（東京都及び都内に所在する地方公共団体を除く。）並びに公共機関等に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は起訴された場合	
ア 代表役員等	4月以上12月以内 (標準9月)
イ 一般役員	3月以上9月以内 (標準6月)
ウ 使用人	1月以上5月以内 (標準3月)
(4) (2) 及び (3) の区域外における地方公共団体並びに公共機関等に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は起訴された場合	
ア 代表役員等	4月以上12月以内 (標準9月)
イ 一般役員	1月以上6月以内 (標準4月)
ウ 使用人	1月以上3月以内 (標準2月)

措置要件	期間
2 契約（物品の買入れに関するものを除く。）履行上の事故	当該認定日から
（1） 瑞穂町が発注する契約履行上の事故	
ア 事故を発生させ、公衆に死者を出し、又は広範囲にわたり公衆が被害を受け、社会的及び経済的損失が大きい場合	2月以上6月以内 （標準4月）
イ 事故を発生させ、公衆に傷害を与え、又は事故周辺公衆が被害を受けた場合	1月以上3月以内 （標準2月）
ウ 事故を発生させ、従業員その他の関係者（下請負人の従業員を含む。以下同じ。）に死者又は多数の負傷者を出した場合	1月以上3月以内 （標準2月）
（2） 地方公共団体（瑞穂町を除く。）及びその他の公共機関が発注する契約履行上の事故	
ア 事故を発生させ、公衆に死者を出し、又は広範囲にわたり公衆が被害を受け、社会的及び経済的損失が大きい場合	1月以上5月以内 （標準3月）
3 契約履行成績不良等	当該認定日から
（1） 瑞穂町が発注する契約において、契約履行成績が不良と認められる場合	1月以上12月以内 （標準9月）
（2） 瑞穂町が発注する契約において、施工に当たり、工事を粗雑にしたと認められる場合	1月以上12月以内 （標準9月）
（3） その他瑞穂町が発注する契約において、その履行に際し著しく適正を欠く行為があったと認められる場合	1月以上6月以内 （標準3月）
4 契約に関連した信用失墜行為	
（1） 代表役員等、一般役員及び使用人が談合若しくは競売入札妨害の容疑により逮捕され、若しくは起訴された場合、又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反した容疑により逮捕され、若しくは起訴された場合	逮捕又は起訴を知った日から
ア 瑞穂町が発注する契約に関するもの	9月以上36月以内 （標準18月）
イ 瑞穂町が発注する契約を除く、関東地方におけるもの	4月以上18月以内 （標準9月）
ウ 前イ以外の区域におけるもの	2月以上10月以内 （標準5月）
（2） 有資格者である法人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反（（1）の場合を除く。）し、契約の相手方として不適当であると認められる場合	当該認定日から
ア 瑞穂町が発注する契約に関するもの	7月以上24月以内 （標準14月）
イ 瑞穂町が発注する契約を除く、関東地方におけるもの	3月以上14月以内 （標準7月）
ウ 前イ以外の区域におけるもの	2月以上8月以内 （標準4月）

措置要件	期間
(3) 有資格者である法人が、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）に違反（契約に関わるもの）し、契約の相手方として不適当であると認められる場合	当該認定日から
ア 瑞穂町が発注する契約に関するもの	3月以上12月以内 （標準6月）
イ 瑞穂町が発注する契約を除く、関東地方におけるもの	2月以上12月以内 （標準4月）
ウ 前イ以外の区域におけるもの	1月以上6月以内 （標準2月）
(4) 建設業法（昭和24年法律第100号）に違反し、国土交通大臣又は都道府県知事から営業停止処分を受けた場合	当該認定日から
ア 瑞穂町が発注する契約に関するもの	3月以上9月以内 （標準4月）
イ 瑞穂町が発注する契約を除く、関東地方におけるもの	2月以上6月以内 （標準3月）
ウ 前イ以外の区域におけるもの	1月以上3月以内 （標準2月）
(5) 有資格者である個人、有資格者である法人又はその法人の役員若しくは使用人が、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に違反した容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	当該認定日から 1月以上3月以内 （標準2月）
(6) 有資格者である個人、有資格者である法人又はその法人の役員若しくは使用人が、契約に関わる法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	当該認定日から
ア 瑞穂町が発注する契約に関するもの	3月以上12月以内 （標準6月）
イ 瑞穂町が発注する契約を除く、関東地方におけるもの	2月以上12月以内 （標準4月）
ウ 前イ以外の区域におけるもの	1月以上6月以内 （標準2月）
(7) (1) から (6) までに掲げる場合のほか、違法行為等により著しく社会的信用を失墜したと認められる場合	当該認定日から 1月以上12月以内 （標準6月）
5 入札参加における虚偽記載等 瑞穂町発注の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札において、競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加資格確認資料その他提出資料などに虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められる場合	当該認定日から 1月以上9月以内 （標準3月）
6 入札参加資格申請における虚偽記載 瑞穂町の競争入札参加資格申請において、申請に虚偽の入力又は添付書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められる場合	当該認定日から 1月以上12月以内 （標準6月）

措置要件	期間
<p>7 不誠実な行為</p> <p>瑞穂町発注の契約に係る一般競争入札若しくは指名競争入札において落札者と決定された者又は随意契約において契約の相手方として決定された者が、正当な理由がなく、契約を締結しない場合</p>	<p>当該認定日から 1 月以上 1 2 月以内 (標準 6 月)</p>
<p>8 その他不正な行為</p>	<p>当該認定日から</p>
<p>(1) 厳格管理情報を不正に入手した場合</p>	<p>当該認定日から 3 月以上 1 2 月以内 (標準 6 月)</p>
<p>(2) 第 2 条第 1 号又は第 2 号の規定による注意を受けた場合 (前回の注意から 1 年以内に 2 回以上の注意を受けた場合、2 回目から対象)</p>	<p>当該認定日から 1 月以上 1 2 月以内 (標準 1 月)</p>
<p>(3) 4 及び 7 に掲げる場合のほか、これらに準ずる不正な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる場合</p>	<p>1 月以上 1 2 月以内</p>